

の 広報 さざ

昭和61年
2月(第121号)



新春一番!!

佐々町消防団出初式

- ◇ 新春恒例の消防団出初め式は寒風ついて挙行 ◇
- ◇ され、団員一同今年も町民の生命と財産を ◇
- ◇ 火から守ることを誓い、ラッパ手の行進曲に ◇
- ◇ 合せ、町旗、団旗を先頭に、中央商店街を堂 ◇
- ◇ 々と行進、町長の観閲を受けました。………… ◇

町の総人口

【12月30日現在】

総人口	12,285人
男	5,870人
女	6,415人
世帯数	3,635世帯
出生	14人
死亡	5人
転入	49人
転出	38人

若人よ築こう明るいわが郷土

佐々町成人式式典から



昭和六十一年佐々町成人式式典が一月五日午前十時から文化会館で開催されました。第一部では、文化会館大ホールで式典が催され、成人者一人一人が紹介され、成年証書が授与されました。

あと、成人者を代表して、前川健一郎さんより、郷土やまわりの社会に目をむけ、社会のため役に立ちたいと、成年の決意と感謝のことばをのべられました。

第二部では、記念写真とお祝いパーティー、第三部のアトラクションで落語の三遊亭小遊三師匠が舞台上に上り、大ホールにつめかけた人達を、笑いの渦に巻き込みました。

成年の誓詞を述べられた大瀬みどりさんは、会社勤めの人達と違い家業を手伝っているため、対人関係や仕事の面など親まかせの甘えが出てしまい厳しさに欠けることもあります。しかし、その反面大きな責任とともに将来への希望も大きく持つて自由に働ける点で恵まれています。

他の人にない自由な環境で自分の個性を大きく広げたいと思いますと、行動を新たにされていました。



成年の誓詞

一、私は限りない幾多の慈愛と恩恵により本日ここに希望輝やく成人に達することを得、大いなる喜びを心に深くきざみます。

二、私は常に謙虚な心を持ち永遠に変わらぬ真理を求め日に日に新たに自分のすべての力を向上させ、何事も研究創造して行くよう精進します。

三、私はどんな困難や誘惑に遭遇することがありましても何時も強い心を持つて明るく正しく清く進みます。

四、私は他人を尊重し他人に迷惑をかけず責任ある行

五、動を公のために行なう。私は日章旗の示す正義と自由の精神を持ち永久に平和な日本を自立興隆させることが世界人類に対する私達の義務であることを自覚しその使命の完遂に努力して行きます。

昭和六十一年一月五日



記念品贈呈にあたり

辻信治君(角山)は、菊本町長から記念品のさざんか苗木を受け取り成人として色々と考えさせられました。今年、ひとつ、やる木を(さざんか)植えて、やる気を起こして頑張ろうと欲談されました。

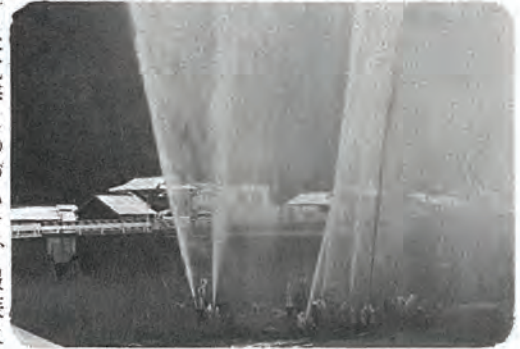


一月五日の成人式にご出席のみなさんへ

佐々町文化会館で撮影しました成人式の折の写真ができておりますので早目に教育委員会でお受取り下さい。

佐々町消防団 出初式

一月六日前日から降り続いた大雪の中で、新春を飾る佐々町消防団出初式が午前九時から、寒風をついて佐々中学校グラウンドで行なわれました。式典は、里元団長以下名が多く、来賓、観覧者の見まもる中に集合、団長訓辞、



町長式辞につづいて、服装及び機械器具点検、五分団と六分団による基本操法、表彰式では永年勤続及び退団者に対する表彰があり、最後に火の用心三唱で式典をしめくりました。

式典終了後は、中央商店街を威風堂々七個分団が行進、菊本町長の観閲を受け、最後は、佐々川での一斉放水、ラッパ手の合図で七色の水柱があがり観覧者の目を楽しませました。

七四八日 無火災 記録更新中

町長挨拶の中で、七四八日の無火災に対し次のように感謝のことはをのべられました。

「昨年は一昨年に引き続き佐々町の火災件数がゼロという素晴らしい実績で、二ヶ年七四八日無火災という記録を更新中であります。このことはひとえに、佐々西消防署並びに関係諸機関と団員諸君が、日頃防火思想の普及と、防火訓練に精進された賜であると心から感謝申し上げます。」



県知事選挙の投票日は、2月23日です!!

三月一日任期満了に伴う、知事選挙の日程は、次のように、県選挙管理委員会で、決定されました。

○選挙期日の告示
二月三日(月)

○選挙期日(投票日)
二月二十三日(日)

○選挙人名簿登録基準日
二月一日(土)

○選挙人名簿登録日
二月二日(日)

○選挙人名簿縦覧期間(異議申出期間)
二月三日(月)から
二月四日(火)まで

なお、この選挙で投票できる人は、次の要件を満たし、選挙人名簿に登録されている人です。(選挙権停止中の人を除く)。

①日本国民で、投票当日、満二十歳以上の人(昭和四十一年二月二十四日まで生まれた人)

②昭和六十年十一月一日以前から佐々町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人、ただし二月二十二日までに、県外へ転出した人は、投票所入場券が配布されても、投票できません。

③長崎県内に転出して、佐々町の選挙人名簿に、登録さ

れている人は、現在居住している市町村長から、引き続き居住していることの証明書を受け、持ってこられないと、投票できません。

◎不在者投票

次のような事由で、選挙の日に、投票できない人は不在者投票ができます。

- ①投票区域外で、仕事に従事中の者。
- ②佐々町の区域外に旅行中、又は滞在中の者。
- ③病気等で歩行が、著しく困難な者。

④選挙の告示日以前に、県内に転出され、佐々町の選挙人名簿にのっている人は、不在者投票ができます。この場合、現在居住している市町村長から、引き続き居住していることの証明書が必要で

又選挙の告示後、県内に転出される人で、佐々町の選挙人名簿にのっている人は役場に転出届をされる前に佐々町で不在者投票をしてから転出しましょう。

その他、詳細は、選挙管理委員会(役場内)にお尋ね下さい。

(選挙管理委員会)

口石チームに栄冠

― 第一回わかあゆ少年駅伝競争大会 ―

一月十二日に町内一周、七区間、十五、七kmのコースに

上位成績は次のとおり

団体の部

一位 口石(中路勝治、伊達

五郎、安達佐和美、永安賢

一、山下和孝、山端友紀、

末永貴久)

二位 木場A(立石啓介、松

田まさひろ、立石愛、立石

直寿、辻和也、平田真由美

辻幸夫)

三位 神田A(森義彦、住福

一郎、宝持香織、大瀬隆博

大瀬昇、真辺千秋、紫田雄

一郎)

四位 ノックス 五位 里

六位 四ッ井樋、沖田A

た。を応援する町民で、にぎわっ



【区間賞】

一区三、二km長谷克也(四ッ

井樋、沖田A) 10分46秒

二区一、八km森永英樹(同)

8分17秒

三区一、二km木山奈都子(ノ

ックス) 4分18秒

四区三、二km永安賢一(口石)

11分23秒

五区一、五km中武浩(松瀬、

北) 5分13秒

六区二km松尾佐知子(古川)

7分30秒

七区二、八km大浦裕麻克(中

央通) 9分10秒

佐々町民バドミントン大会開催の案内

第十一回の町民バドミントン大会を左記により開催いたしますのでみなさんの参加を

お待ちしております。

お持ちしています。

期日 三月九日(日)

時間 午前九時開会式

場所 佐々町民体育館

主催 佐々町体育協会

(バドミントン部)

参加資格 町内居住者で中学

生以上の者

競技方法 団体戦

(一チーム六名以上で試

合には女性二名以上を必

ず出場させること)

申込先 佐々町公民館

申込締切 三月三日(月)

!! 受賞おめでとう !!

ございます!!

◎ 保母功労者(20年以上)

佐々木 テル子殿

この度、保育所保母として

永年にわたり児童福祉の増進

に寄与したことにより日本保

育協会長から表彰を受けられ

ました。(第一保育所勤務)

佐々町選挙管理委員長

宮本氏に内閣総理大臣賞

このたび、宮本氏が永年

選挙管理委員長として、選挙

の公正な執行と明るい選挙の

推進に尽くされたその功績に

より、今回国民参政九五周年

記念に際し、内閣総理大臣表

彰の栄に浴されました。



町長 おもな日誌

【十二月】

18日 総務決算委員会、診療

所運営協議会、振興委員会、

登記事務研修会(代理出席)

19日 建設委員会、議会運営

協議会

20日 文化会館運営協議会

21日 議会全員協議会、県立

病院をつくる条例制定運動

みんなの集い

23日 定例町議会(26日まで)

24日 宮本選官委員長内閣総

理大臣表彰祝賀会

28日 御用納め

【一月】

1日 新年祝賀会

4日 御用始め、金子代議士

新年名刺交歓会(代理出席)

5日 佐々町成人式

6日 佐々町消防団出初式

7日 山喜榊新年合同祝賀会

11日 新年同和問題研修協議

会(代理出席)、県民信用組

合理事長告別式(代理出席)

12日 第一回わかあゆ少年駅

伝大会

13日 北松浦半島振興協議会

14日 鉾害事業団現地調査

佐々町何でもチャンピオン募集

町制施行45周年記念

何でも一番になることは、人知れに努力と苦勞の積み重ねが必要です。

佐々に住む人々の心のふれあいを深めるため「佐々町何でもチャンピオン」を募集しております。

これなら一番というものがあれば、募集項目の例を参考にどしどし応募して下さい。

自薦、他薦は問いません。

応募の方法

役場企画室へ、チャンピオンの項目、住所、氏名、年齢、性別を申し出て下さい。

応募の資格

佐々町在住の方であればどなたでも結構です。

応募の締切

昭和61年4月15日まで

チャンピオンの決定

チャンピオンの決定については、審査会で決定し5月以降の顕彰会の席上で、町民チャンピオン賞を贈る予定となっております。

◎内容を立証できる資料の提出を求めることがありますのでご了承ください。

募集項目の例

1. 媒酌の回数が多い人
2. 家族の総年令が多い世帯
3. 献血の回数が最も多い人
5. 多くの免許を取得している人
5. 最も長く日記を書いている人
6. 一番古い住家を所有している人
7. 最も古い運転免許を持っている人
8. 結婚後、一番長くおそろいの夫婦
9. 最も古くから家計簿をつけている人
10. 柔道、将棋、書道など資格段位の合計が一番多い人

※この他にも「我こそ一番」と思うものがあれば応募して下さい。

何でも一番!! 全員集合

第二十四回

長崎県勤労者美術展

勤労のかたわら創作された美術作品を広く一般に展示することによって、勤労者の方々が積極的に関心を抱き、美術に親しみ、豊かな教養を身につけ明日の勤労生活への励みとすることを目的にして、今回佐々町を会場に開催されることになりました。

会場	佐々町文化会館
日時	二月五日(水)～九日(日) 午前九時～午後五時
出品種目	絵画(洋画、日本画、南画)書、写真
主催	長崎県
後援	長崎県教育委員会 他六団体

違反広告物をなくし住みよい美しい街を作ろう!!

県内各地の街路樹や電柱等に出されている違反広告物は、街の美観を損ない、時として通行者に危害を及ぼすことがあります。屋外広告物を掲出するときは次の点に十分注意して下さい。

◎許可を受けていますか

県が定めた都市計画区域等許可を必要とする地域に屋外広告物を掲出するときは、一般に自家広告物(自己の営業所の敷地内で掲出する広告物で、一定の大きさ以下のもの)を除いて、すべて長崎県の許可を受けなければなりません。

◎禁止物に掲出していませんか

違反広告物とは!?

屋外に広告を出す場合は、屋外広告物法や長崎県屋外広告物条例などの規制をうけます。この図のように、現在街角のガードレール、街路樹、それに電柱に貼られたり、ぶらさげられたりしているポスター、チラシ、立て看板などは、ほぼ全てこの条例に違反している広告物です。

長崎県土木部都市計画課
電話〇九五八(24)一一一一

※問い合わせは
街路樹、電柱、ガードレール、街灯柱等には、はり紙、はり札、立看板等を掲出できません。

決算のあらまし

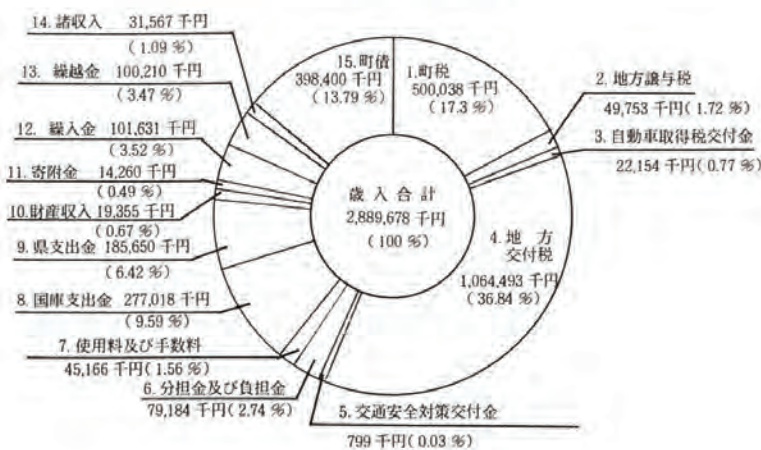
一般会計

歳入(収入) 2,889,677,507円
 歳出(支出) 2,805,907,574円

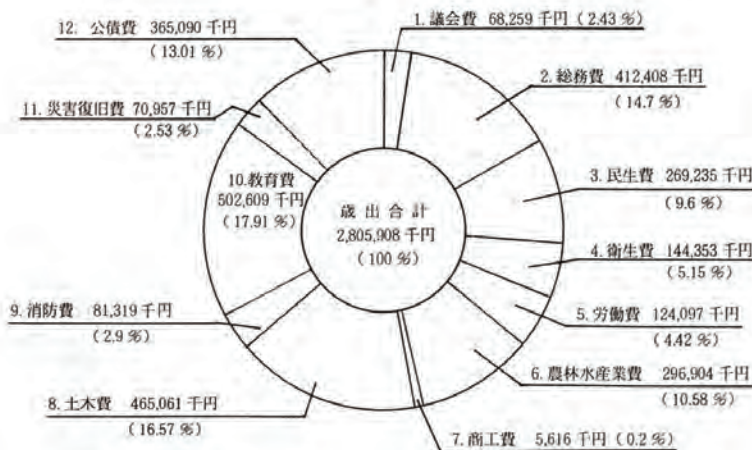
12月定例町議会で
59年度決算承認

十二月の定例町議会で、昭和五十九年度の決算が承認されました。
 この決算とは、みなさんが納めた税金や、国や県からもらったお金(国県補助金、地方交付税など)又借りたお金(町債)がどれくらい入り、どのように使われたか、また、厳しい財政状況の中でいかに効果を上げることができたかを見きわめる、佐々町の家計簿です。

一般会計(収入)



一般会計(支出)



町民税1人当りの負担額 41,000円
 町民1人当りの投資額 90,000円
 1世帯当りの投資額 305,000円

特別会計

国民健康保険特別会計

収入 5億4137万円
 支出 5億1446万円

老人保険特別会計

収入 5億5627万円
 支出 5億5160万円

宅地造成事業特別会計

収入 3億3271万円
 支出 3億3271万円

国民健康保険診療所特別会計

収入 1億6440万円
 支出 1億4156万円

水道事業

収入 1億4248万円
 支出 1億4058万円







佐々町を活性化しよう!

会議は佐々町に誘致しましょう!!

買物は佐々町で買うようにさそい合しましょう!!

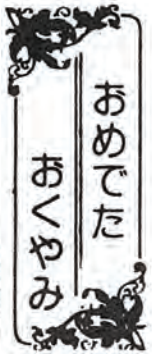
昭和59年度

町税の内訳 総額 500,038千円

町民税 243,757千円 (48.7%)	固定資産税 178,992千円 (35.8%)	軽自動車税 10,576千円 (2.1%)	たばこ消費税 41,879千円 (8.4%)	電気税 24,029千円 (4.8%)	特別土地保有税 805千円 (0.2%)
					

59年度投資的事業実績

事業名	事業費	保育所整備工事 (車待避所)	1,350	町営住宅環境整備工事	3,647	(3) 県営事業負担金	21,667
(一) 普通建設事業	904,858	(擁壁)	2,350	牟田原地区防火水槽擁壁工事	470	農免農道浄香谷地区負担金	9,217
(1) 補助事業	511,779	(倉庫)	250	水防倉庫改築工事	150	県道路工事地元負担金	12,450
新農業構造改善事業	113,744	健康センター 玄関二重ドア工事	1,800	木場地区 防火水槽建設用地買収費	164	(4) 受託事業	1,950
土地改良総合整備事業 (片木地区)	22,220	塵芥ボックス置場整備補助	157	消火栓設置工事負担金	2,160	県営住宅内環境整備事業	1,950
団体営農道舗装事業 (角山地区)	7,070	新農業構造改善事業	6,421	佐々小プール補修工事	1,105	(二) 災害復旧事業	71,075
農免農道浄化谷 地区事務委託費	120	土地改良総合整備事業 (片木地区)	2,360	佐々小国旗掲揚台新設工事	620	(1) 農林水産施設災害復旧事業	65,744
大茂市瀬線林道舗装事業	13,503	新農政推進特別対策事業 (県単)	5,000	佐々小校舎改築工事	1,100	第2牧崎地区鉱害復旧事業	10,000
間伐促進総合対策事業	1,000	志方樋門門扉取替工事	643	佐々小フェンス補修工事	155	佐々東部地区鉱害復旧事業	25,000
赤崎橋橋梁新設工事	76,500	県営八口農道開拓道路 用地買収費	2,000	口石小渡り廊下新設工事	1,700	58年災農地災害復旧事業	12,278
交通安全施設整備工事 (歩道)	27,900	佐々東部地区 かんがい施設整備補助	3,795	口石小前庭舗装工事	142	家屋等鉱害復旧事業	7,647
運動公園(千本)整備事業	34,000	大茂市瀬線林道舗装工事 (委託料)	1,800	口石小プール 浄化用ポンプ取付地	1,074	59年災農地災害復旧事業	4,818
木増地区防火水槽建設工事	2,600	道路新設改良費	86,000	口石小給食用釜取替工事	695	59年災農業用施設 災害復旧事業	3,048
過疎地域 総合センター建設事業	192,122	道路改良工事用地買収費	61,955	佐々中給食室増改築工事	2,090	家屋等鉱害復旧事業 (繰越明許)	2,835
電源立地交付金事業	21,000	下水路整備工事	21,156	佐々中防球ネット工事	2,700	災害関係時間外手当 (単独)	118
(2) 単独事業	369,462	赤崎橋橋梁新設工事	2,818	佐々中国旗掲揚台新設工事	620	(2) 公共土木施設災害復旧事業	5,331
高架水槽取替工事	443	河川改良費	14,150	佐々中黒板取付工事	116	公共土木施設災害復旧総務費	230
庁舎冷暖房改良工事	2,505	運動公園(千本)整備事業	7,000	佐々中運動場側溝蓋工事	106	59年災河川等災害復旧費	5,101
旧神田派出所改築工事	1,400	長崎県みどりの基金緑化事業	1,500	公民館玄関ロビー改築工事	500	(三) 失業対策事業	120,404
小規模生活環境整備工事	521	羽須和第一公園 滑り台設置工事	1,095	過疎地域 総合センター建設事業	95,399	一般失業対策事業	32,119
広報無線増設工事	102	皿山公園用地買収費	2,986	佐々中テニスコート 夜間照明工事	1,785	産炭地域開発就労事業	66,104
保育所整備工事 (車待避所)	834	町営住宅改築工事	19,350	町体育館フット取付工事	1,223	特定地域開発就労事業	22,181



◎結婚おめでとう

氏名 町内会
夫 関 秀則
妻 松本ゆみ子 野寄

◎お誕生おめでとう

父の名 母の名
続柄 出生児 町内会
近藤政弘 いづみ
長男 幸助 沖田

川野義和 亮子 古川

三男 義信

豊嶋勇治 かほる

長男 太一朗 新町

池田止 美弥子 若佐

長男 哲朗

御厨培延 正代 里

二男 準広

荒木幸二 初美 土手迎

長男 龍

須藤敏規 千恵子 野寄

二男 巨洋

辻孝司 順子 神田

長男 拓也

満屋敏夫 美智子 芳ノ浦

二男 泰樹

上田啓二 恵子 里山

長女 美穂 市瀬

木寺誠二 康子

二女 歩美

福田益得 千春 西町

長男 恭兵

◎冥福を祈ります

氏名 年齢 町内会

池田土雄 75才 口石

青崎茂四郎 66才 口石

石田貞一 77才 角山

坂田フジノ 73才 中央通

平田ツマ 90才 里

松本マチヨ 76才 里

武田義雄 75才 東町

橋本タマ 83才 芳ノ浦

原爆死没者の調査に御協力を!

厚生省では、現在、原子爆弾による被災の実態を把握するため、原爆死没者に関する資料を収集しています。官公署、団体などの調査報告や記録・学徒報国隊や学徒挺身隊の名簿、学校の学籍簿や同窓会名簿、企業の職員名簿、病院の診療録や死亡診断書、寺院の保存するり災名簿、その他御家族、親戚、友人などで原爆により亡くなられた方のお名前がわかる資料など、どのようなものでも結構です。資料をお持ちの方あるいは資料がある場所を御存知の方は、長崎県保健部原爆被爆者対策課まで御連絡下さい。☎〇九五八一二四一―二四四四(内線)二四四一―二四四四

長崎県身体障害者

更生指導所入所

募集のお知らせ!!

一、目的

手・足・体幹等に障害のある者について、その障害に適応した職能指導及び必要な機能回復訓練を行ない、就職等を通じて社会経済活動に積極的に参与し、自立更生をはかる。

二、募集定員

五十名

三、募集期間

昭和六十一年二月十日～三月二十日まで

四、入所期日

昭和六十一年四月一日

五、入所期間

原則として一ヶ年

六、訓練指導種目

(1)職能訓練 印刷科、洋裁科、和裁科、編物料、自動車訓練科等

七、応募資格

満十五才(自動車訓練科

八、応募手続

入所希望者は次の書類を添えて住民福祉課福祉係へ提出下さい。(用紙は福祉係へあります)ア、入所申請書(写真添付)イ、履歴書ウ、戸籍抄本、住民票抄本エ、健康診断書不明な点は福祉係へお尋ね下さい。

特別障害者手当の創設について

制度の趣旨	障害者の所得保障の一環として障害者の自立生活の基盤を確保するために創設されました。
対象者	20才以上の在宅重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する者。
支給額	2万円(月額)
施工月日	昭和61年4月1日。ただし、認定請求は昭和61年1月1日よりできます。
申込先	住民福祉課 福祉係

福祉手当が変わります

障害児福祉手当	20才未満の方には、福祉手当と同一内容の手当を支給します。
福祉手当	20才以上の方には、特別障害者手当、障害基礎年金を受けることができない方に従来どおり支給します。ただし、昭和61年4月1日以降の認定請求はできません。

※制度の詳細については県障害福祉課、県北福祉事務所又は役場福祉係にお問い合わせ下さい。

佐々町社協だより

(でんわ) 626555

《寄付のお礼》

◎香典返しとして

◇故小森 恭子殿

市瀬 小森 晃 殿

◇故松崎 辰男殿

市瀬 松崎 弥生殿

◇故小川 シマ殿

市瀬 小川 松市殿

◎社会福祉事業へ

◇北松南高等学校生徒会殿より(文化祭の益金の一部を)

◇地域婦人会殿より

◇古紙回収収益金の一部を

◇正福寺、日曜学校殿より

(ボランティア活動事業へ)

以上の方々から、ご好意に

よる多大のご寄付を戴きました。

紙面をもって厚くお礼申

上げます。なお、お寄せ下

さいました香典返し等の寄付

心配ごと

相談所開設

◎毎週水曜日

午後一時から

♡場所 老人福祉センター

♡相談日(二月五日・十二

日・十九日・二十六日)

※相談無料・秘密厳守です。

金は佐々町社会福祉事業振興基金へ積立てて、後日、福祉事業に使用させていただきます。

社会福祉法人

佐々町社会福祉協議会

会長(町長) 菊本春夫

歳末たすけあい

募金のお礼

全国一斉に実施されました

「第三十五回歳末たすけあい

運動」は町内皆さま方からの

あたたかい義援金が寄せられ

まして総額九八八、〇〇八円

が集まり、早速年末に左記の

方々にお送りいたしました。

一、低所得世帯 三〇世帯

一九七、〇〇〇円

一、長期入院患者 一〇六人

五三〇、〇〇〇円

一、在宅ねたきり老人 九人

四五、〇〇〇円

一、在宅重症心身障害児(者)

三三人

九九、〇〇〇円

一、福祉施設へ

五〇、〇〇〇円

また、市瀬躍進会より、お

飾り用モチ60kgの寄贈があり

おひとり暮らし老人一一三世帯

へお贈りし、大変喜ばれまし

た。

町内皆さま方の御厚志に對しまして、広報紙面を借りまして厚くお礼申し上げます。共同募金会佐々町分会

会長 菊本 春夫

あけぼの荘だより

(二月)

◎もよおしもの

△カラオケ大会 毎月第一日

曜日 十一時から

△演芸会 二月十六日(日)

舞踊 豊志社中(芳の浦町

内会)

◎けいこ日のお知らせ

△おどり 毎週金・日曜日

午後一時から三時半まで

△三味線のけいこ

毎週火曜日から土曜日 午

前九時から

◎毎週一回、血圧測定も行って

おります。

◎休館のお知らせ

◇毎週月曜日は定休館

◇二月十一日(建国記念日)

◎ご寄付のお礼

△佐世保花王製品販売所より

石けん等の寄贈がありました。

紙面をもちまして、厚くお礼

申し上げます。

保護司発令者の

お知らせ

法務大臣から左記の方々が保護司の発令を受けられました。たのでお知らせ致します。(昭和六十年十二月二十三日

付)

《発令者》

吉良レン 神田(再任)

佐藤誠一郎 北(再任)

鉄道事故防止

長崎県鉄道公安室長

国鉄では、踏切事故や、子どもによる、置石、線路立入

等の、鉄道事故防止を含め、

「輸送安全総点検」を実施し、

安全輸送に全力を尽くすこと

になりました。

昭和六〇年一月から一〇月

まで、長崎鉄道公安室管内で

の、鉄道妨害は、七一件で、

踏切事故二一件、幼少年によ

る、置石一八件、線路立入り

一六件が発生しています。

この運動の趣旨を御理解い

ただき、つぎの事項について

御協力をお願いいたします。

◎ドライバーの方へお願い

一、踏切では、必ず一時停止

して、安全を確認してから通

行して下さい。

二、踏切の前方が、混雑して

いる時は、空が出来るまで、



踏切の手前で待って下さい。

三、踏切上での、ギヤーチェ

ンジは、エンストの原因とな

りますのでやめて下さい。

四、万一、踏切で故障した時

は、まず、列車を止める手配

をして下さい。

◎鉄道沿線の皆さんへのお願

い。

一、線路内の通行は、絶対し

しないで下さい。

二、子どもさんを、線路内や

線路近くで遊ばせないよう

して下さい。

架線に、タコがさわると、

列車が止り、非常に危険です。

もし線路周辺で、遊んだりタ

コあげなどをしている、子ど

もさんを見かけたら注意して

下さい。

《資料館・図書室・だより》

北風が肌をさす寒い毎日ですが、皆さま、お元気にお過ごしですか。

先日、県図書として入った瀬戸内寂聴著『いま、愛と自由を』（寂聴塾からのメッセージ）を読んでいまして、樋口一葉、荒畑寒村、神近市子平塚らいてう、種田山頭火、高群逸枝など、さまざまな人の名まえが出てきて、大変興

味をそそられました。一冊の本を読んで、それに関連した人について書かれた本を次々と読みたくなる、あるいは、気に入った本があれば、同じ作家の別の作品を読みたくなる、ということがあるものですね。

「私の読書傾向は、どうも偏っていて」といった声を、時折、耳にしますが、それ

れもまたよいもので、自分では気づかないうちに、案外幅が広がっているのかもしれない。せん。

○県図書の入れ替え
1/2(火)に県図書を入れ替えました。次回は2/2(火)となっております。短期で入れ替えます。

○奇贈のお礼
鴨川キワさん(栗林)から『長崎県の天然記念物』をいただきました。図書室には、本の目録が各

冊菓子店の南隣は川手店、「かわてみせ」であった。

つたと思うが、無論立入ったことはない。

三代目宮本富士夫氏は、機会あるごとに「やませ」を使っていたが、一般の人は余り関心を示さなかった。

三代目当主宮本富士夫氏は社会的、特に消防組織の充実に尽力した人物であるが、商売の方もまた熱心で、従来の

○吉富瀬左衛門の創業で、「倉」が店のマークであり、正式な屋号は「やませ吉富商店」であったのだが、川の方にあった為であろうか、誰も

川手店とは反対側の山手に店を新築すること、した。

川手店とは反対側の山手に店を新築すること、した。

現大坪義男氏宅の敷地は、後の山裾が

もつと張り出していたので、掘り取って店舗と住宅の面積を確保した後に家の工事にかけたが、大正時代川手店の全盛期で、基礎工事の胴突き(どうづき)などお祭り騒ぎのような賑かざであった。

随筆郷土誌

宮原 九一郎 (132)

古川の歴史(その一七)

男を男の子を持たない家の戸籍に入れて長男となし、兵役免除にする例が多かった。

やませ吉富本店も二代目亀次郎をその例にならって宮本の籍にしたので、正式の屋号やませ吉富本店の名は、益々世間の人から忘れられた。

場所が現在の古川公民館の下隣と思えばよい。間口も広く奥行も深く、何やら薄暗い感じの家であったが、入って

右手が呉服部であり、左手の土間には雑多な雑貨が置いてあったようである。

住居や炊事場はその奥であ

種ありますので、どんな本を ご相談にものります。ご利用選んだらよいかという時の、 ください。

さぎ川柳会

題「忘れる」

- 忘れぬぞそう思いつつまた忘れ
- 借り忘れ貸したことのみ人ぞいう
- スイートホーム失恋の日も忘れ去り
- 古い軸はげて初日は出を忘れ
- 初老とは思いたくない物忘れ
- まだですか妻が指折る忘れ傘
- 師の鞭を忘れていない今日の位置
- お茶の味ほめて伝言つい忘れ
- ど忘れが重なり老いを思い知る
- バスに子を忘れて降りる子沢山
- 政治とは所詮国民忘れがち
- 敗戦の地獄を忘れまた軍備

短歌

- 一、孫達の笑顔が見えるお年玉
 - 一、正月はおだやかなるも東の間に
 - 一、冬枯の霜をかむりし水仙を
 - 一、無理するなかぜひかぬよう離れ住む
- 袋に入れて渡す楽しさ
初雪積り交通とだゆ
真藤しづえ
ひともと手折りて花瓶に押せり
電話のむこうに優し息子の声
田中てい

健やかな成長を願って

青少年の健全育成を推進する課題の中で、とりわけ重要なものとして、青少年を「健やかに育てる」「健やかな心をもった人間を育てる」ということばがよく使われます。

非行など最近取りざたされている青少年のさまざまな問題行動の背後に、この「心の健やかさ」を失っている青少年たちの姿を目のあたりにする人は少なくありません。今日の青少年が二十一世紀の郷土を、日本を立派に背負って活躍してくれるように、「心の健やかな」そして健康で丈夫な身体をもった人間に育ってほしいと願わない地域

の人々、大人、親はいないはずで。しかし、身体が健康



写真は「読書講座」親子絵本づくりから（公民館図書室）

でも何かのちよつとしたつまづき、あやまちや、しぐさで、そのバランスをくずして「心の健康」を保持しえない青少年たちも少なくないように思われます。

会 演 講 育 教

演題を「人づくり、町づくり」とし、この大切さや、またそのために市民や各種団体その他いろいろな機関がどのように連絡、提携し、自分たちのものとして取り組めはよい力を示唆していただきます。

青少年問題は

最も大きな課題！

人づくり

町づくり

◆講師

長崎大学教育学部

教授

猪山勝利先生

- 日 時／昭和61年3月1日(土) 13:30~15:30
- ところ／佐々町文化会館
- 主催／教育委員会、PTA連絡協議会

毎月一日は「少年の日」です。

うちの子に

限ってが泣く

子ぼんのう

(青少年のすこやかな成長を願う標語)

佐々町教育委員会
佐々町少年健全育成会

大人はもつと
真剣に考えよう

青少年の意識・実態調査の分析から「青少年を健全に育成し非行をなくすには、大人はどうすればよいと思うか」について、「家庭でのしつけなど親がもつと力を入れる」とか「家族団らんや対話の機会を多くする」「大人が自分の生活や行動を正しく青少年の手本になるようにする」など親、家庭のあり方や大人自身のある方に対する批判、要望的なものが目立っています。

心をつなぐみんなの広場

公民館 だより ☎ 62-2128

つどいと教室

12日	高齢者教室 (老人の生きがいと幸せのために)	13時
16日	オリエンテーリング大会	10時
17日	家庭教育学級 (楽しい親子のレクリエーション)	9時半
18日	婦人学級(時事問題)	13時半
21日	高齢者ボランティア養成講座 (体験発表、閉講式)	13時半
25日	町内会公民館館長・役員等研修会	13時

(基調講話、事例発表、研究協議「これからの町内会公民館」)



2月のお知らせ



役場のでんわは

622101です

妊婦相談

とき 13日(木) 9時30分～10時
ところ 健康センター
※母子手帳交付日

乳児相談

- とき 13日(木) 1時30分～3時
対象者 生後9ヶ月～12ヶ月児
- とき 20日(木) 1時30分～3時
対象者 生後4ヶ月～8ヶ月児
- とき 27日(木) 9時30分～10時
対象者 生後1ヶ月～4ヶ月児
ところ 健康センター

健康相談

とき 毎週月曜日
9時30分～3時
ところ 健康センター
対象 一般住民

健康教育講座

とき 25日(火) 1時30分～3時
ところ 健康センター
講師 中村整形外科
中村 剛先生

社会保険相談

とき 13日(木) 10時～14時
ところ 健康センター
※年金、社会保険について個人
相談を行いますので、お気軽
にご利用下さい。
尚、次回は3月13日(木)です。

税務課だより

2月は固定資産税第4期分と
国民健康保険税第9期分の納期
限となっております。
お納め忘れのないようお知ら
せします。

休日在宅当番医 診療時間 午前9時～午後5時まで

日	医療機関名	所在地	電話
9	中央松瀬医院	吉井町	0956-64-2105
11	吉井町立診療所	〃	64-2047
16	福井診療所	〃	64-2112
23	松瀬医院	〃	64-3225
3/2	松浦病院	世知原町	76-2201
9	毛利医院	〃	76-2006

戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給

戦没者の遺族の皆さんへ特別弔慰金が支給されることをご存じですか。特別弔慰金は戦後四十周年にあたって、国があらためて戦没者の遺族に對して弔慰の意を表わすために支給されるものです。特別弔慰金は額面三十万円の国債で支給され、昭和六十一年から七十年までの十年間にわたって一年に三万円ずつ償還されます。特別弔慰金を受け取ることができるのは戦没者の遺族で昭和六十年四月一日現在公務扶助料、遺族年金等の支給を受けていない遺族の方です。

例えば、次にあげる方々です。

① 弔慰金の受給権を取得した

方（昭和六年の満洲事変以後に公務傷病にかかり、これによって死亡した方の遺族を含みます）

② 弔慰金の受給権を取得した方が昭和六十一年四月一日にいない時は、最も身近な親族の方（戦没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹など三親等内の親族の順によります）

戦後四十年たっていることもあり、手続きをされている方もおられると思われ、「わたしでは？」、「自分の身内では？」と思われる方は、厚生省援護局援護課が都道府県または最寄りの市区町村の援護担当課（係）にお問い合わせください。

